

諮問番号：令和4年度諮問第1号

答申番号：令和4年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人 Aが令和3年9月14日付けで提起した、処分庁練馬区長による同年6月16日付け令和3年度特別区民税・都民税（住民税）賦課決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（同年9月16日付け3練総法第922号。事件名「住民税賦課決定処分取消請求事件」）について、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、令和3年9月14日付「審査請求書」（以下「審査請求書」という。）、同年11月22日付反論書、令和4年1月31日付反論書 および同年3月11日付反論書 記載のとおりであるが、処分庁が請求人の合計所得金額の算定を誤り均等割の課税を行ったこと、本件審査請求手続において処分庁が実質的な弁明を行っていないこと、本件処分後の処分庁の対応が不当であることおよび令和3年10月20日付「弁明書に係る補充の説明について」による本件審査請求手続における審理員の処分庁に対する質問等が違法であることから、本件処分は違法であり取り消されるべきであるというものである。

#### 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、令和3年10月15日付弁明書（以下「弁明書」という。）、同年11月22日付「弁明書に係る補充の説明について」と題する文書（以下「弁明補充書」という。）および同年12月28日付再弁明書記載のとおりであるが、審査請求人の合計所得金額の算定に誤りがないこと、本件審査請求手続における処分庁の弁明に問題がないことおよび本件処分後の処分庁の対応が不当であるとはいえず、本件処分は適法であるというものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 争点整理

本件の争点は、本請求人の住民税に係る均等割が非課税となるか否か(争点 )、本件審査請求手続において処分庁が実質的な弁明を行っているか否か(争点 )、本件処分後の処分庁の対応が不当であったか否か(争点 )、本件審査請求手続における審理員の質問等が違法であったか否か(争点 )であり、それらの各点に関する判断によって本件処分が違法と評価されるかである。

#### 2 争点 に対する判断

請求人に係る住民税の所得割が0円であること、そのため請求人が「均等割のみを課すべきもの」(練馬区特別区税条例(昭和39年12月練馬区条例第42号)第10条第2項)に該当することには争いがない。

その上で、請求人は、所得割について地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)附則第34条第4項の適用があることから、同条第6項の適用もあり、「法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」を空き家の譲渡所得の3000万円特別控除(租税特別措置法第35条第3項、同条第1項)が適用された後の金額を意味すると主張する。

しかしながら、法附則第34条第2項および同条第5項は、同条第1項および同条第4項に規定する「長期譲渡所得の金額」について、譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによると明記しており、「長期譲渡所得の金額」を同条第1項および同条第4項で定義する「課税長期譲渡所得金額」と明確に区別している。そこで、「法附則第34条第1項および第4項に規定する「長期譲渡所得の金額」とは、空き家の譲渡所得の3000万円の特別控除の適用前の金額であると解すべきである。

したがって、均等割を課すべき基礎となる請求人の合計所得金額については、「長期譲渡所得の金額」である1493万5821円であり、請求人に係る住民税の均等割は非課税とはならない。

よって、請求人の請求には理由がない。

### 3 争点 に対する判断

処分庁は、弁明書において、請求人に係る住民税の課税につき、根拠となる法令等を示した上で算出過程を説明しており、法附則第34条の適用に至る経緯等も説明している。したがって、処分庁の弁明が違法であるとはいえない。

弁明書の内容は、審査請求の審理の進行に応じて説明すべき事項が異なるのであって、当初提出した弁明書に記載がなかったからといって実質的な弁明をしていない等、請求人の反論権を侵害するものになるとはいえない。

この点、請求人は、請求人の反論を可能とするよう原処分理由を記載すべきであったなどと主張するが、当初提出される弁明書にその主張のすべてを記載すべきなどという義務は法令上認められない。弁明書の記載およびその後処分庁から提出された書面の記載を見れば請求人が反論を可能とする程度には処分庁の主張は明らかなのであって、審理終結時まで請求人に反論の機会が保障されていることからすれば、本件審査請求手続において処分庁は実質的な弁明を行っているものと認められる。

したがって、本件審査請求手続において処分庁が実質的な弁明を行っていないことは認められない。

また、そもそも、仮に本件審査請求手続において処分庁が実質的な弁明を行っていなかったとしても、そのことは本件審査請求手続において処分庁が弁明の機会を放棄したことを意味するに過ぎず、本件処分の違法性を基礎づけるものとはいえない。

### 4 争点 に対する判断

請求人が指摘する、処分庁が回答方法を電話から書面へと変更したことを請求人に対して告知しなかったことや処分庁が「処分」という用語を用いたことが仮に事実であったとしても、いずれも請求人のような一般区民に対して過度な負担を与えるものとは認められない。したがって、本件処分後の処分庁の対応が不当であったとはいえない。

また、そもそも、仮に本件処分後の処分庁の対応が不当であったとしても、そのことは当該対応自体を別途問題にすべきであって、本件処分の違法性を基礎づけるものとはいえない。

## 5 争点 に対する判断

審理員から審理関係人への質問は、審理を効果的・効率的に進めるために、審理関係人の主張の趣旨・内容が不明確な場合、事案の概要や争点が十分に把握できないと考えられる場合に行われるものである。

その上で、審理員から処分庁に対する質問（以下「本質問」という。）は、処分庁の主張を明確にするために行われたものであり、処分庁が有利になるような争点設定を行ったものとは認められない。そして、本質問およびそれに対する回答としての弁明補充書が請求人に開示され、本件審査請求の審理終結時までには主張反論の機会が保障されていたものであるから、審理員が本質問を行ったこと自体が違法であるとはいえない。

この点、請求人は、本質問によって、弁明書の作成を放棄した場合と同等の取扱いがなされるべき処分庁を救済することが、不当に処分庁に利益を与えるとともに、請求人の反論権の剝奪に寄与し、不当に請求人の手続的な権利を侵害するなど主張する（反論書（2）3頁）。しかしながら、そもそも処分庁が弁明書の作成を放棄したような対応を行っていたとは認められない。また、本質問は処分庁の主張を明確にするために行われたものであり、処分庁が有利になるように争点設定を行ったものとはいえない。したがって、そもそも本質問が処分庁を救済するものとはいえないのであって、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、本質問が審理員の理解を提示していることが、処分庁を有利に取り扱うことになる旨主張する。しかしながら、審理員は請求人および処分庁双方の主張を正確に理解した上でその判断を行うことが求められているところ、本質問は、処分庁の主張に関する審理員の理解に誤りが無いかを確認するために行われたものにすぎず、処分庁を有利に取り扱う目的で行われたものと認めることはできず、また、処分庁を有利に取り扱う結果になっているとはいえない。

したがって、本件審査請求手続における審理員の質問が違法であったとはいえない。

## 6 以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 審査庁の判断の要旨

##### 1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

##### 2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和4年6月15日 審査庁からの諮問の受付
- 2 令和4年7月1日 審議
- 3 令和4年7月21日 審議
- 4 令和4年8月8日 審査請求人から「主張書面」を受領
- 5 令和4年9月8日 審議
- 6 令和4年9月16日 答申

#### 第6 審査会の判断の理由

##### 1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

##### 2 本件処分の適法性について

###### 争点整理

審理関係人の主張を踏まえ、本件の争点をつぎのように整理する。

- ア 審査請求人の住民税に係る均等割が非課税となるか否か。
- イ 本件審査請求手続において処分庁が実質的な弁明を行っているか否か。
- ウ 本件処分後の処分庁の対応が不当であったか否か。
- エ 本件審査請求手続における審理員の質問等が違法であったか否か。

###### 争点アに対する判断

審査請求人は、所得割について地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」

という。) 附則第34条第4項に規定する「長期譲渡所得の金額」は、同項に規定する「課税長期譲渡所得金額」を指すため、空き家の譲渡所得の3000万円特別控除(租税特別措置法第35条第3項、同条第1項)が適用された後の金額を意味することから、法附則第34条第6項の規定により均等割が非課税となると主張する。

一方、審査庁は、法附則第34条第2項および同条第5項は、同条第1項および同条第4項に規定する「長期譲渡所得の金額」について、譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによると明記しており、「長期譲渡所得の金額」を同条第1項および同条第4項で定義する「課税長期譲渡所得金額」と明確に区別しているため、法附則第34条第1項および第4項に規定する「長期譲渡所得の金額」とは、空き家の譲渡所得の3000万円の特別控除の適用前の金額であると解すべきことから、均等割は非課税にならないと主張する。

そこで、ここでいう法附則第34条第4項に規定する「長期譲渡所得の金額」の意義について検討すると、同項は、市町村民税の所得割の特例として長期譲渡所得を分離課税とし、その所得割の額の計算方法を定めた規定であり、長期譲渡所得について、[1]「他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し」、[2]「長期譲渡所得の金額(同法[注-租税特別措置法][中略]第35条第1項[中略]の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額[中略]。次条第4項及び第5項並びに附則第34条の3第3項において「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3[括弧内略]に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。」と定めている。

このように、法附則第34条第4項は、上記[2]の「長期譲渡所得の金額」についてのみ、直後の括弧書きにおいて、租税特別措置法第35条第1項等による控除後の金額であるとの限定を付し、当該金額について「課税長期譲渡所得金額」という定義を設けている。また、法附則第34条第4項は、上記[1]の部分では、同項により他の所得と分離して課税される所得の範囲が前年中の長期譲渡所得の金額であることを示しているのに対し、上記[2]の部分では、実際に課される所得割の金額が租税特別措置法上の特別控除後の金額である課税長期譲渡所得

金額の100分の3であることを定めている。

このような法附則第34条第4項の規定ぶりやその内容からすれば、上記[1]にいう「長期譲渡所得の金額」と上記[2]の「長期譲渡所得の金額（課税長期譲渡所得金額）」は異なる内容を意味するものであって、単に「法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」という場合には、括弧書きによる限定および定義が付されていない上記[1]の「長期譲渡所得の金額」を指すものと解すべきである。（東京地裁令和3年1月19日判決・公刊物未搭載）

以上のことから、法附則第34条第4項に規定する「長期譲渡所得の金額」は、「課税長期譲渡所得金額」とは異なり、空き家の譲渡所得の3000万円の特別控除の適用前の金額をいうものと解すべきである。

したがって、均等割を課すべき基礎となる請求人の合計所得金額については、「長期譲渡所得の金額」である1493万5821円であり、審査請求人に係る住民税の均等割は非課税とはならないため、審査請求人の請求には理由がない。

#### 争点イに対する判断

処分庁は、弁明書において、請求人に係る住民税の課税につき、根拠となる法令等を示した上で算出過程を説明しており、法附則第34条の適用に至る経緯等も説明している。したがって、処分庁の弁明が違法であるとはいえない。

弁明書の内容は、審査請求の審理の進行に応じて説明すべき事項が異なるのであって、当初提出した弁明書に記載がなかったからといって実質的な弁明をしていない等、請求人の反論権を侵害するものになるとはいえない。

この点、請求人は、請求人の反論を可能とするよう原処分の理由を記載すべきであったなどと主張しているが、当初提出される弁明書にその主張のすべてを記載すべきなどという義務は法令上認められない。弁明書の記載およびその後処分庁から提出された書面の記載を見れば請求人が反論を可能とする程度には処分庁の主張は明らかなのであって、審理終結時までには請求人に反論の機会が保障されていることからすれば、本件審査請求手続において処分庁は実質的な弁明を行っているものと認められる。

したがって、本件審査請求手続において処分庁が実質的な弁明を行っていないことは認められない。

#### 争点ウに対する判断

請求人が指摘する、処分庁が回答方法を電話から書面へと変更したことを請求人に対して告知しなかったことや処分庁が「処分」という用語を用いたことが仮に事実であったとしても、いずれも請求人のような一般区民に対して過度な負担を与えるものとは認められない。

したがって、本件処分後の処分庁の対応が不当であったとはいえない。

#### 争点エに対する判断

審理員から審理関係人への質問は、審理を効果的・効率的に進めるために、審理関係人の主張の趣旨・内容が不明確な場合、事案の概要や争点が十分に把握できないと考えられる場合に行われるものである。

その上で、審理員から処分庁に対する質問（以下「本質問」という。）は、処分庁の主張を明確にするために行われたものであり、処分庁が有利になるような争点設定を行ったものとは認められない。そして、本質問およびそれに対する回答としての弁明補充書が審査請求人に開示され、本件審査請求の審理最終時までには主張反論の機会が保障されていたものであるから、審理員が本質問を行ったこと自体が違法であるとはいえない。

この点について、審査請求人は、本質問によって、弁明書の作成を放棄した場合と同等の取扱いがなされるべき処分庁を救済することが、不当に処分庁に利益を与えるとともに、請求人の反論権の剥奪に寄与し、不当に請求人の手続的な権利を侵害するなど主張している。しかしながら、そもそも処分庁が弁明書の作成を放棄したような対応を行っていたとは認められず、本質問が処分庁を救済するものとはいえないことから、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、本質問が審理員の理解を提示していることが、処分庁を有利に取り扱うことになる旨主張している。しかしながら、審理員は審査請求人および処分庁双方の主張を正確に理解した上でその判断を行うことが求められているところ、本質問は、処分庁の主張に関する審理員の理解に誤りが無いかを確認するために行われたものにすぎず、処分庁を有利に取り扱う目的で行われたものと認めることはできず、また、処分庁を有利に取り扱う結果になっているとはいえない。

したがって、本件審査請求手続における審理員の質問が違法であったとはいえない。

なお、令和4年8月8日付けで審査請求人から提出された主張書面により10月20日付け「弁明書に係る補充の説明について」(3練行審員第20号)および11月22日付け「弁明書に係る補充の説明について」(3練区税第561号)、それぞれの文書が日付を遡及させて作成された旨の指摘があり、行政不服審査法第74条に基づき職権調査の発動を促す要請があったが、結論に影響を及ぼすものとは言えず、調査の必要を認めない。

### 3 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 宇野 康枝

委員 菅原 武志